

太田：イノベーションを巡る反トラスト法の解釈と違法性基準

- General Electric Co., U.S. v.*, 272 U.S. 476 (1926).
- General Electric Co., U.S. v.*, 115 F. Supp. 835 (D.N.J. 1953).
- Greene, In re*, 52 F. 104 (C.C.S.D.Ohio 1892).
- Hartford Empire Co. v. U.S.*, 323 U.S. 386 (1945).
- ILC Peripherals Leasing Corp. v. International Business Machines Corp.*, 458 F. Supp. 423 (N.D.Cal. 1978).
- Imperial Chemical Industries, Ltd., U.S. v.*, 105 F. Supp. 215 (S.D.N.Y. 1952).
- International Salt Co. v. U.S.*, 332 U.S. 392 (1947).
- Jerrold Electronics Corp., U.S. v.*, 187 F. Supp. 545 (E.D.Pa. 1960).
- Line Material Co., U.S. v.*, 333 U.S. 287 (1948).
- Loew's Inc., U.S. v.*, 371 U.S. 38 (1962).
- Motion Picture Patents Co. v. Universal Film Mfg. Co.*, 243 U.S. 502 (1917).
- National Lead Co., U.S. v.*, 332 U.S. 319 (1947).
- Northern Pacific Railway Co. v. U.S.*, 356 U.S. 1 (1958).
- Philadelphia National Bank, U.S. v.*, 374 U.S. 321 (1963).
- Procter & Gamble Co., FTC v.*, 386 U.S. 568 (1967).
- SCM Corp. v. Xerox Corp.*, 645 F.2d 1195 (2nd Cir. 1981).
- Socony-Vacuum Oil Co., U.S. v.*, 310 U.S. 150 (1940).
- Standard Oil Co. (Indiana) v. U.S.*, 283 U.S. 163 (1931).
- Standard Oil Co. of California (Standard Stations) v. U.S.*, 337 U.S. 293 (1949).
- Standard Oil Co. of N.J. v. U.S.*, 221 U.S. 1 (1911).
- Tampa Electric Co. v. Nashville Coal Co.*, 365 U.S. 320 (1961).
- Telex Corp. v. International Business Machines Corp.*, 367 F. Supp. 258 (N.D.Okla. 1973), rev'd, 510 F.2d 894 (10th Cir. 1975).
- Terminal Railroad Assn. of St. Louis, U.S. v.*, 224 U.S. 383 (1912).
- Times-Picayune Publishing Co. v. U.S.*, 345 U.S. 594 (1953).
- Transamerica Computer Co. v. IBM Corp.*, 481 F. Supp. 965 (N.D.Cal. 1979), aff'd, 698 F.2d 1377 (9th Cir. 1983).
- Trans-Missouri Freight Assn., U.S. v.*, 53 Fed. 440 (C.C.D.Kan. 1892), 166 U.S. 290 (1896).
- United Shoe Machinery Corp., U.S. v.*, 110 F. Supp. 295 (D.Mass. 1953).
- White Motor Co. v. U.S.*, 372 U.S., 253 (1963).

- the Federal Trade Commission*, Hoover Institution Press.
- Langlois, R. N. [2001] "Technological Standards, Innovation, and Essential Facilities: Toward a Schumpeterian Post-Chicago Approach," in J. Ellig ed., *Dynamic Competition and Public Policy: Technology, Innovation, and Antitrust Issues*, Cambridge University Press.
- Letwin, W. [1965] *Law and Economic Policy in America: The Evolution of the Sherman Antitrust Act*, University of Chicago Press.
- 村上政博 [1999] 『アメリカ独占禁止法』弘文堂。
- 村上政博 [2000] 『特許・ライセンスの日米比較』第3版, 弘文堂。
- 太田耕史郎 [2003a] 「イノベーションのための反トラスト政策——合併と戦略的提携——」『経済科学研究』第7巻, 第1号。
- 太田耕史郎 [2003b] 「イノベーションに関する議論と反トラスト政策」『経済科学研究』第7巻, 第1号。
- Posner, R. A. and F. H. Easterbrook [1981] *Antitrust: Cases, Economic Notes and Other Materials*, 2nd ed., West Group.
- Seager, H. R. and C. A. Gulick [1929] *Trust and Corporation Problem*, Harper & Brothers ([1973], reprinted ed., Arno Press).
- Singer, E. M. [1968] *Antitrust Economics: Selected Legal Cases and Economic Models*, Prentice-Hall (上野裕也・岡井紀道訳『反トラストの法と経済理論』ペリカン社, 1971).
- (判例)
- Addyston Pipe & Steel Co., U.S. v.*, 85 F. 271 (6th Cir. 1898).
- Aluminum Co. of America, U.S. v.*, 148 F.2d 416 (2d Cir. 1945).
- Arnold, Schwinn & Co., U.S. v.*, 388 U.S. 365 (1967).
- Bement & Sons v. National Harrow Co.*, 186 U.S. 70 (1902).
- Berkey Photo, Inc. v. Eastman Kodak Co.* 603 F.2d 263 (2nd Cir. 1979).
- Broadcast Music, Inc. v. Columbia Broadcasting System, Inc.*, 441 U.S. 1 (1979).
- Brown Shoe Co. v. U.S.*, 370 U.S. 294 (1962).
- Chicago Board of Trade v. U.S.*, 246 U.S. 231 (1918).
- Colgate & Co., U.S. v.*, 250 U.S. 300 (1919).
- Continental Can Co., U.S. v.*, 378 U.S. 441 (1964).
- Continental T.V., Inc. v. GTE Sylvania Inc.* 433 U.S. 36 (1977).
- Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co.*, 220 U.S. 373 (1911).
- E.C.Knight Co., U.S. v.*, 156 U.S. 1 (1895).
- Fortner Enterprises, Inc. v. U.S. Steel Corp.*, 394 U.S. 495 (1969).
- General Dynamics Corp., U.S. v.*, 415 U.S. 486 (1974).

太田：イノベーションを巡る反トラスト法の解釈と違法性基準

た圧倒的な市場シェアから独占化を認定したことから違法性が容易に確認された。イノベーション効果については、僅かな事例を除き、通常は明示的な考慮さえ払われて来なかった。Carl Kaysen の言葉を借りれば、「初期の判決は卓越した技術に関して過度に辛抱強く (lenient)，それがかなりの市場支配力を正当化した事例は極めて稀であった」(原典不明; Hart [2001], p. 6 より引用)。また、特許権は競争を制限しない範囲に制限され、裁判所または執行機関はその強制実施許諾を要求して来た。こうした状況は1960年代に頂点に達したが、その反動か、または弊害の顕在化によるのか、1970年代半ばから一転し、また IBM などに代表されたハイテク企業の台頭がそれを当事者とする訴訟で対イノベーション効果を合理性の重要な判断要因とし始めた。そして、1990年代には一連の Microsoft 訴訟を始め、コンピュータ関連産業での多くの訴訟を迎えることになる。

【参考文献】

- Areeda, P. and L. Kaplow [1997] *Antitrust Analysis: Problems, Text, Cases*, 5th ed., Aspen Law & Business.
- Gavil, A.I., W.E.Kovacic and J.B.Baker [2002] *Antitrust Law in Perspective: Cases, Concepts and Problems in Competition Policy*, West Group.
- Fox, E. M. and L. A. Sullivan [1989] *Cases and Materials on Antitrust*, West Publishing.
- Hart, D.M. [2001] "Antitrust and Technological Innovation in the US: Ideas, Institutions, Decisions, and Impacts, 1890—2000," *Research Policy*, Vol.30, Issue 6.
- Hovenkamp, R. [1999] *Federal Antitrust Policy: The Law of Competition and Its Practice*, 2nd ed., West Group.
- Kintner, E. W. [1964] *An Antitrust Primer: A Guide to Antitrust and Trade Regulation Laws for Businessmen*, Macmillan (有賀美智子監訳『反トラスト法』商事法務研究会, 1968).
- Kovacic, W. E. [1987] "The Federal Trade Commission and Congressional Oversight of Antitrust Enforcement: A Historical Perspective," in R. J. Mackay, J. C. Miller III and B.Yandle eds., *Public Choice and Regulation: A View from Inside*

示す。また、期待される競争効果は関連市場での市場支配力に依存するが、例えば *U.S. v. General Dynamics Corp.* (1974) の判決はそれまでの市場の画定方法を理由に「1950年改正案の可決以降、[Clayton 法] 第7条の下での訴訟では政府が常に勝訴する」 (*U.S. v. Von's Grocery Co.* (1966) での Stewart 判事の反対意見) との状況に終止符を打つものであった。

反トラスト法の執行については、1981年に発足した Reagan 政権（-1989年）の下でそれは価格協定 (price-fixing arrangement) に制限され、この立場は司法省については第1に1969年1月に提起した「[IBM] が Sherman 法第2条に違反して汎用コンピュータの州際取引および通商の独占化を企画し、またそれを独占化した」との訴えの取り下げ（その理由の1つに Berkey 判決が挙げられた²⁴⁾）、第2と共に以前より寛大な違法性基準となる1984年の『[新] 合併ガイドライン』と1985年の『垂直的制限ガイドライン』 (Vertical Restraints Guidelines) の公表に象徴される²⁵⁾。また、こうした中で、恐らくは SCM の判決が一因となって、「私人による反トラスト訴訟も減少し、〔〕特許権者は反トラスト事件において自らを防御する苦闘の中に地歩を得ることとなった」 (Hart [2001], p. 8)。

IV. ま と め

Standard Oil の White 首席判事が反トラスト法の解釈に「合理の原則」を適用して以降、裁判所は、特定の行為については除き、この原則に従ったが、行為の合理性の判断において競争促進効果に僅かな比重を置き、ま

24) 同じ1982年8月24日に、司法省が AT&T を相手に1974年11月に提起した訴えが同社の地域電話事業会社 (Bell Operating Company) の分離と同社に公衆電気通信事業以外への進出を禁止した1956年の同意判決の解除を内容とする修正同意判決 (Modified Final Judgment) の形で終結した。

25) 1984年の『ガイドライン』は1982年の『ガイドライン』の「基本原則をそのまま受け継いだ」 (村上 [1999], p. 180) 改訂版であり、1968年の『[旧] 合併ガイドライン』とは異なり集中がある境界を超過する合併を評価する際に効率性を考察することを明記している。

限はある製品の売手の数を限定することによりブランド内競争を減ずる〔一方で,〕生産者に製品の販売において特定の効率性を達成するのを可能にすることによりブランド間競争を促進する」ために, *Northern Pacific* に従い, 合理の原則の適用が適当であると判示した²³⁾。その後, 「こうした協定を原告が攻撃して勝訴した事例は2,3あるに過ぎ〔ず,〕現状ではそれらはほとんど当然合法となっている」(Gavil, Kovacic and Baker [2002], pp. 360-1)。また, *Broadcast Music* では CBS は2つの音楽著作権管理団体の「実施権者にその会員により所有されるあらゆる音楽作品を一定の条件で実施権者が希望するだけ演奏する権利を与える」包括的著作権実施許諾(blanket license) が違法な価格協定であると訴え, また控訴裁判所はこうした実施許諾を Sherman 法第1条の下で「当然違法」であると判断したが, White 判事は費用の掛かる個別の交渉と監視を不要とする実施許諾は先に示した当然違法の原則の適用対象とはならないと判断した。この事件は下級裁判所に差し戻され, 「個々の著作権所有者との直接交渉が利用可能・実行可能であるので, 不当な取引制限〔など〕は存在しない」とする地方裁判所の判決が支持された。なお, この原則の適用範囲の拡大は裁判所による企業行為の競争効果の見直し, つまり競争促進効果への比重の移動を意味し, 後に触れる『合併ガイドライン』の改正は司法省による同様の見解を

23) ただし, 「Schwinn それ自体は *White Motor Co. v. U.S.* (1963) からの突然の, そして十分には説明されていない背反であり, そこでは僅か4年前に裁判所は垂直的制限に対する当然違法の原則の支持を拒否している」(*Sylvania*)。さらに, 歴史を簡単に振り返ると, *Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co.* (1911) の Hughes 判事は「製造業者は自らの選択に従い製造・販売して良いし, あるいはそうしなくて良い〔が,〕製造または販売するよう拘束されないので, 現実になされる販売について購入者に如何なる種類の制約も課して良いとはなら〔ず,〕譲渡に対する一般的な制約は通常は無効である」と判示したが, *U.S. v. Colgate & Co.* (1919) の McReynolds 判事は「独占を形成または維持する如何なる目的も存在しなければ, Sherman 法は取引相手について独自の裁量を自由に行使する取引業者または製造業者の権利を制限しない〔し,〕また勿論彼は販売を拒絶する条件を事前に通知して良い」, *General Electric* (1926) の Taft 首席判事は購買者ではなく販売代理人に対する価格拘束は同法に違反する取引制限ではないと判示した。

第2は「特許を取得した製品が大当たりしてそれ自身の経済的市場に発展する場合」の当該特許に関する。*SCM Corp. v. Xerox Corp.* (2nd Cir. 1981) では「SCMはXeroxの特定特許の取得と後のそれら特許の実施許諾の拒絶が〔Sherman法第1条、第2条とClayton法第7条に違反して、〕…Xerox製品により支配された関連する製品市場と2次市場(submarket)で効果的に競争することからSCMを排除したと訴えた」が、Meskill判事は特許を他の資産と同様に見做し、「特許が合法に取得されている場合には特許法の下で許されるその後の行為は反トラスト法の下で何らの責任をもたらさ〔す、また〕特許取得の合法性の分析は主に取得する当事者の境遇と取得時点での関連する製品・地理的市場の状態に焦点を合せることを必要とする」と判示し、主要な争点となる1956年の基本特許の取得が「Xeroxの最初の自動普通紙複写機である914の生産の4年前、また関連する市場と2次市場の出現の少なくとも8年前」であったことからSCMの訴えを斥けた²²⁾。また、同判事は「特許実施許諾の拒絶に対する3倍額賠償責任の脅威が特許のある発明のあらゆる成功した商業的利用に付随するありそうな見込みとして潜在的特許権者の心に深く留まるならば、特許制度により与えられる経済的誘因は著しく低下するかも知れない」との見解を示した。

また、この期間には合理的原則の適用範囲が拡大している。*Continental T.V., Inc. v. GTE Sylvania Inc.* (1977) ではContinentalは指定された場所以外からSylvania製品の販売を禁止する一手販売権協定(franchise agreement)がSherman法第1条に違反すると訴えたが、Powell判事は*U.S. v. Arnold, Schwinn & Co.* (1967)での「Sherman法の下では生産者が製品に対する所有権を手放した後にそれが取引される地域または人を制限しようとするのはそれ自体、不合理である」との判断を覆し、「垂直的制

22) なお、Xeroxは1975年にFTCとの間で「名目だけの特許権使用料と実施権者により所有される全てのゼログラフィ(xerography:乾式写真複写印刷の1方式)特許の下での非排他的特許実施許諾のグラント・バック(grant back)と引き替えにその特許の全てを実施許諾すること」を内容とする合意(consent decree)に至っている。

の所有者はそれを他者と共に用する義務を負う」(Hovenkamp [1999], p. 306)との所謂「不可欠設備の判例理論」を適用したものと解釈され得るが²⁰⁾、ILC の Conti 判事はリバース・エンジニアリング (reverse engineering) に言及しながら「〔被告,〕 Memorex は〔それなしでは〕同社または他の〔PCM〕が IBM と競争し得ないことを証明していない」と結論付けた。さらに、IBM の 1 年または 2 年の割引付きの賃貸契約 (Fixed Term Plan: FTP) が排他的であると主張されたが、Transamerica の Schnacke 判事は IBM が United Shoe とは異なり周辺機器を販売していたこと、その賃貸期間が相対的に短いこと、そして「もし FTP [] が非難されるならば、そのことは〔PCM の機器の大半が 1 年の期間で賃貸された〕こともあり,〕買手が長期の賃貸を好む市場で IBM の競争する能力を著しく妨げるだろう」ことを理由にそれを斥けた²¹⁾。

「についての技術的な審問に」巻き込まれてはならない、つまり「その製品はイノベーティブであり、その設計は合法である」と判断されたが、Transamerica ではその見解は「保護し過ぎ」として斥けられた。

- 20) この理論は *U.S. v. Terminal Railroad Assn.* (1912) を嚆矢とする。ただし、原告は「その立場を支持する先例 (authority) を挙げていない」(ILC)。
- 21) *Telex Corp. v. IBM Corp.* (10th Cir. 1975) では関連市場が IBM のコンピュータと互換的なものに限定されるか否かが争点とされ、裁判所 (per curiam) は関連市場に「合理的な交換可能性」の認定から全ての周辺機器が含まれると判断し、Telex の IBM が「IBM CPU に接続されるプラグ互換的な周辺機器の製造・流通・販売・賃貸で独占化〔した〕」との訴えを斥けた。Transamerica では市場シェアの測定手段が争点とされ、「Transamerica は汎用コンピュータ・システム市場が主に賃貸市場であるために〔installed base〕手段が適切であると主張〔し,〕 IBM は installed base は現行より過去の市場支配力を反映すると反論〔した〕」が、Schnacke 判事は後者の側に立ち、「もしソフトウェア・ロックイン (software lock-in) または他の要因が利用者に売主を変えないよう説得するならば、installed base が予測するかも知れない将来の成功は最終的には毎年の出荷データに反映されるだろう」との判断を示した。また、一連の訴訟では IBM の 1 部の価格設定が略奪的 (predatory) であったか否かが別の争点とされ、裁判所が採用した違法性の基準は異なるものの (Transamerica の地方裁判所が採用した Areeda-Turner 基準を控訴裁判所 (9th Cir. 1983) は limit pricing への懸念から斥けた)，控訴裁判所が破棄した *Telex Corp. v. IBM Corp.* (N.D.Okl. 1973) 以外、何れもその事実を否認した。

よう強いて良い」、または「自社の新製品について他者に事前に情報を与えないことは通常は有効な競争行為となる」ために、あるいは事前情報公開の命令に具わる詳細や時期の点での適用上の不確実性が「イノベーションに対する免れ難い抑制効果を持つだろう」ために「〔それ〕を主張する原告は彼の要求を正当化する重い責任を負う」とし、Berkey の「それに適合したフィルムを製造していた新フォーマットを事前に情報公開しないことにより Kodak はカメラ市場での市場支配力を違法に高めた」との主張を「Kodak が新フォーマットを市場に導入した仕方は同社が〔既存の〕カメラに適合したフィルムも製造したためにカメラ市場での独占化と言う違法行為」に当らないと斥けた。IBM の汎用コンピュータとプラグ互換的な周辺機器の製造業者 (plug compatible manufacture: PCM) を原告とする一連の IBM 訴訟では¹⁸⁾、裁判所は「プロダクト・イノベーションと価格引き下げ〔〕は正に反トラスト法がそれを促進するよう意図されたものであり〔り〕」 (*ILC Peripherals Leasing Corp. v. IBM Corp.* (N.D.Cal. 1978)), それゆえ設計変更はそれらを実現するならば競争者の不利益はともあれ合法であるとした上で、IBM の新制御装置、新テープ・ディスク装置、そしてそれらの間の新インターフェイス (interface) が一般に優れた製品であったと認定した (ただし、*Transamerica Computer Co. v. IBM Corp.* (N.D.Cal 1979) の Schnacke 判事は IBM が新 CPU である System/370 Model 115・125上の多重チャネルを減速したのは PCM の旧設計の周辺機器を排除するためであり、「もし IBM が独占力を持っていたなら〔〕Sherman 法第 2 条に違反したであろう」と判断した)¹⁹⁾。また、原告が関連する技術知識の公開を要請したのはそれを不可欠設備 (essential facility) と見做し、「〔そ〕

18) 原告には脚注19, 20に示されるものの他に、California Computer Products など
が含まれる。ただし、Transamerica は正確には PCM ではなく、「PCM の 2 社、
Marshall Industries と Telex [] から賃貸中のテープ・ディスク [装置]」を購入
していた。

19) ILC では「工学的見地から共に擁護され得る 2 つの選択肢の利点に関する見解
が異なる場合に、裁判所はそれ自身が「プロダクト・イノベーションの正当性に
↗

たといわれて〔おり〕」(p. 84), またその数の多さゆえに1960年代に「独占企業には、弱小競争業者等から基本特許を実施したいとの申出を受けたときに、合理的〔特許権使用料〕で実施許諾する義務があるかのごとく考えられ〔るに至った〕」(p. 85)。

III. 1970年代—1990年代半ば

70年代後半から反トラスト法違反であると主張される排他的企業行為の対イノベーション効果が判決の重要な争点となり, またイノベーションの促進を理由に当該行為が合法と判断される事例が登場し始めた¹⁶⁾。これには大きく2つの種類がある。第1は企業によるシステムの設計変更に関連する。*Berkey Photo, Inc. v. Eastman Kodak Co.* (2nd Cir. 1979) ではカメラ製造業者の Berkey は Kodak がカメラ市場とフィルム市場での独占力を「Sherman 法第2条に違反して故意に獲得し, 維持し, そして行使した」と訴え¹⁷⁾, 主に Kodak がフィルムの新フォーマットを導入するに際しての「事前情報公開」(“predisclosure”) を行う責任を問題とした。Kaufman 首席判事は判例から「企業は通常は自社のイノベーションを望むだけライバルに隠しておき, 彼らに新製品が導入された後に彼ら自身の努力で捕える

16) これに関連して, 春日助教授から「一般にこれらの事例に登場する産業はそれ以前に登場する産業よりソフト化・サービス化しており, そこに対イノベーション効果を合理性の重要な判断要因とする理由があるのではないか」とのご意見が寄せられた。興味深いご意見ではあるが, 後述する裁判所や執行機関の動向に鑑み, ここではこれを反トラスト規制緩和の1つの現象と捕えるに留める。

17) 両社はこの他に現像サービスを, さらに Kodak は現像機器, カラー用紙を供給していたが, Berkey はそれについても Sherman 法第2条違反を主張した。さらに, Berkey は Kodak と Sylvania, General Electric などフラッシュ製造業者の「共同開発プログラム」がフラッシュの取引を制限したと主張した。これに対して, Kaufman 首席判事は「参加者の市場シェアが大きい場合, 我々は共同開発プログラムが審問を要求するだけの反競争的 possibilityを持つと信じる」と述べた上で, 「[General Electric] が技術的な理由なしに2年間, ただ Kodak の便宜に適うよう好ましいイノベーションを市場に出さないでいた」との陪審の評決を支持し, Kodak の当該行為を Sherman 法第1条違反と判決した。

定により特許権のある機械類の使用を制限し、そして特許権のないガラス製品の価格を維持して来た」「Hartford と他の被告企業 [に] 許諾の取得を望むあらゆる者に標準的な特許権使用料で、かつ差別や制限なしに賃貸借または実施許諾するよう要求 [した]。U.S. v. National Lead Co. (1947) の Burton 判事は当該事件は「特許権使用料なしでの実施許諾 (royalty-free license) または特許権行使に対する本案的差止命令 (perpetual injunction) が法律問題として許されるかどうかの問題に達 [しない]」と述べた後に、それらの合憲性 (constitutionality) に関連して「全ての特許権使用料をそれらの性質に係らず、またそれらの数に係らず、自動的に総額ゼロに引き下げるることはそうした結論を支持する特別な証拠がなければ一見不公平 (inequitable) に思われる」と述べ、また特許権使用料の合理性に関連して第79回議会（1945年－1947年）で示された「権利侵害に対するあらゆる事件で下された判決に基づいて、原告は発明を製造、使用、または販売することの正当な報酬となろう、それゆえ裁判所が定め得る費用と利子を加えた合理的な特許権使用料以上的一般損害 (general damage) を回復する権利を与えられるものとする」との合理的特許権使用料基準（特許法第284条）を紹介した。これに対して、U.S. v. General Electric Co. (D.N.J. 1953) の Forman 判事は特許権使用料なしでの実施許諾と有償での強制実施許諾は特許権者には程度の差に過ぎず、それゆえ「[前者] を没収 (confiscatory) であるとして反対すべきでないと思われるのは [後者] が命令されるところがそうでないのと同じである」と判断した。ただし、「恐らくは競争を回復するのに本当に必要となるのは稀なために」(Areeda and Kaplow [1997], p. 164), 裁判所が前者を救済措置に採用したのは *General Electric* など僅かに過ぎず、むしろそれは企業と執行機関の和解条件に見られる。例えば、1956年の司法省と AT&T, IBM の間の同意判決では9,000以上の特許を、その大半が無償で実施許諾するよう要求している。なお、村上 [2000] によれば1940, 50年代に「政府訴訟と私訴をあわせると、125件において、合計すると数万件におよぶ特許が強制実施許諾の対象となっ

得ていると否とに係らず」との規定があり、*General Electric* に先行する *Motion Picture Patents Co. v. Universal Film Mfg.* (1917) の Clarke 判事は特許法から「特許権者が機械に添付された通知状によりその使用をその運転に必要ではあるが、特許を取得した発明の一部ではない用品に制限することで実質的にその特許独占の範囲を拡大するのは合法ではない」との解釈を得たが、*International Salt* の Jackson 判事はやはり特許の権限は「特許のある機械の製造、販売または使用」に制限されるとした上で、「ある実質的な市場から競争者を排除する〔抱き合せ協定〕は当然不合理である〔り〕」、Sherman 法第 1 条と Clayton 法第 3 条に違反すると判示した。また、後の *Loew's* の Goldberg 判事は当該行為を当然違法とするのに「必須の経済力は抱き合せる製品に特許または著作権がある場合に推定される」と判示したが、これはそうした製品自体を 1 つの市場と見做すことを意味しよう。

(3) 反トラスト法上の救済措置——特許強制実施許諾——

上述の如く特許実施許諾が競争を制限する手段として利用される場合には、特許権に制限が課される。それでは、その程度は如何なるものとなるか¹⁵⁾。*Hartford Empire Co. v. U.S.* (1945) の Roberts 判事は「特許が財産であり、個人と政府の両方の盗用に対して保護されることは長く定着して〔おり（合衆国憲法第 5 修正に「何人も正当な補償なしに私有財産を公共の用のために収用されることはない」との規定がある），〕裁判所は…Sherman 法違反を禁止する中で特許の没収となる判決を控えて来た。〔また，〕1908 年以降、裁判所に特許を取り消す権限を与えるために繰り返し立法が議会で提案された〔が，〕議会はそうした立法を採用していない」と述べ、「協力してガラス製造機を覆う特許を取得・実施許諾し、網状に巡らされた協

15) 現実には制限の要件（競争制限）と程度は密接に関連している。例えば、*General Electric* の Forman 判事は救済措置を Sherman 法第 1 条、第 2 条違反の認定に基づかせ、同法第 1 条違反のみが認定された、そして特許権使用料なしでの実施許諾が採用されなかった *U.S. v. Imperial Chemical Industries* (S.D.N.Y. 1952) と対比させている。

権者の行為の扱いにおいて反トラスト法と対立し得る。この解決はまずは *U.S. v. General Electric Co.* (1926) で図られた。Taft 首席判事は「特許権者が〔〕製品の販売を許諾する場合に」、「その販売条件が特許権者の独占に対する金銭的報酬を確保するために正常かつ合理的に採用されるならば、特許権者は〔販売方法と価格を制限することで販売を制限して良い〕」と判示し、General Electric の Westinghouse に対する販売価格を制限した特許許諾を有効とした¹²⁾。しかし、後の合理性の解釈は類別できる他の種類の特許許諾を制限している¹³⁾。multiple patent または cross-license については¹⁴⁾、*Standard Oil Co. (Indiana) v. U.S.* (1931) の Brandeis 判事は「〔競合する製法特許〕の遣り取りと当事者によりそれぞれの特許の請求範囲 (claim) に帰される価値に応じた特許権使用料の分配は、技術進歩が〔特許侵害〕訴訟の脅威により妨害されないために、しばしば必要である」ことを認める一方で、「独占を達成する、価格を設定する、またはその他の不合理な〔取引〕制限を課すために利用される場合に〔は Sherman〕法違反になる」と判示し、*U.S. v. Line Material Co.* (1948) の Reed 判事は *General Electric* との相違を「競合的で、相互に侵害しない特許を持つ 2 以上の〔、または基本特許とそれなしには実施し得ない改良特許の異なる〕特許権者がそれらを結合し、価格を設定する場合には、唯一の特許権者が彼の許諾者に対して価格を設定する場合より、競争が大きく阻害される」ことに求めた。さらに、抱き合わせ協定については、Clayton 法第 3 条に「特許権を

12) *Bement & Sons v. National Harrow Co.* (1902) の Peckham 判事は同様の判断を示していたが、後に触れる *Motion Picture Patents* が否認した Clayton 法制定以前の判決を援用したため、Taft 首席判事によれば「事実上、覆されていると論じられている〔た〕」。

13) この他に、特許に関連して反トラスト上、問題となる行為に patent pool があり、後に触れる *Hartford Empire* はこれに該当する。また、特許の使用制限については、Areeda and Kaplow [1997] は「こうした制限は稀ではないが、判例法は十分には発展していない」(p. 435) と述べている。

14) “multiple”とは「多数で分かち合う」という意味である（松田徳一郎編 [1999] 『リーダーズ英和辞典』第 2 版、研究社）。

産の Continental の Hazel-Atlas 部門から他企業への移転となろう」(Posner and Easterbrook [1981], p. 501) との批判が当然になされ得る。なお、司法省は1968年に「第7条に基づく〔同〕省の一般的な規制方針を…知らせるための」『合併ガイドライン』(Horizontal Merger Guidelines) を公表したが、そこではやはり「市場構造が合併政策の焦点」とされ、またその理由は「ある市場での個別企業の行為が当該市場の構造により支配される傾向にある」からとされるが、これは正しく当時の産業経済学での主流派であった Harvard 学派の“SCP paradigm”に他ならない¹¹⁾。

最後に、Clayton 法第3条は「商品、機械、部品その他の物品」("goods, wares, merchandise, machinery supplies, or other commodities") を対象とするため、物品とサービスの抱き合わせ協定 (cf. *U.S. v. Jerrold Electronics Corp.* (E.D. Pa. 1960)) または「土地 [(cf. *Northern Pacific*)], 新聞広告スペース [(cf. *Times-Picayune*)], 商業テレビ [] [放送] 時間 [(cf. *U.S. v. Loew's Inc.* (1962))] の販売に対してつける条件」(Kintner [1964], 邦訳, p.78) には同法ではなく、Sherman 法第1条が適用されることになった。

(2) 特許法との関係

特許法 (Patent Act) は合衆国憲法第1編第8節第8項で規定された連邦議会の「著作者と発明者に一定期間、それぞれの著作物と発明に対する排他的権利を保証することにより科学と有益な技術の進歩を促進する」権限に基づき制定され、要件を満たす発明・発見（者）に「17年 [(1995年1月9日以降は出願日から20年)] の期間、それを製造、使用または販売する排他的権利」つまり特許権を付与する。それゆえ、特許法は独占または特許

11) ただし、*Tampa Electric Co. v. Nashville Coal Co.* (1961) の Clark 判事は関連する地理的市場を下級審裁判所が想定した Florida 半島ではなく、Tampa Electric の「同社に供給し得る700の石炭生産者が Appalachia 炭田で操業している」との主張に従いより広く画定し、同社と Nashville Coal の全量購入契約（その契約量はそれら生産者の市場で販売される総生産量の1%未満であった）を Clayton 法第3条違反とした判決を破棄した。

ば「1市場での反競争的効果は合併全体を有罪とするのに十分であ〔り,〕ある市場での反競争的効果は異なる市場での競争促進的効果により償われ得ない」(Areeda and Kaplow [1997], p. 802)との解釈がなされた。U.S. v. *Philadelphia National Bank* (1963) では Philadelphia 都市圏での規模第2位と第3位の商業銀行, Philadelphia National Bank と Girard の合併計画に対して Brennan 判事は「大口の借り手と大口の預金者が銀行取引の大きな割合を地元以外で行うことを現実的とする」ことを認めながら、小口の借り手・預金者を考慮して適切な地理的市場を Philadelphia 都市圏と認定し、そこでは合併後の新銀行が総資産、預金額、正味の融資額のそれぞれの約35%を有する最大手となることから第7条によりこれを禁止した。反対に、U.S. v. *Continental Can Co.* (1964) の White 判事は広く金属容器とガラス容器を1つの市場と認定し、金属容器製造第2位の Continental Can によるガラス容器製造第3位の Hazel-Atlas Glass の買収を違法と判決した。この事件でより興味深いのはイノベーションに対する地方裁判所と最高裁判所の見解の相違であり、前者は「合併の目的は多角化であり、Continental はその多様な製品分野の間の企業内競争を活発に進めていた」などの「証拠と競争の現実に照らして、〔合併企業〕がイノベータであることを止めそうであるとの意見は明らかに不合理である」、「もし [Continental] がガラス容器を奨励する努力を減ずる計画を立てていたならば、Hazel-Atlas を獲得する効果はあるとしても僅かであつただろう」、後者は「Continental 帝国内の1部門がある特定の最終用途について国民に金属のガラスに対する優越を説得することに忙しく従事し、他方で他部門が全米の総ガラス容器生産量を増大する計画を立てていると言うのはほとんど意味をなさない」との見解を示した。しかし、後者に対しては、Continental が金属容器とガラス容器の独占企業ではなく、それ以上の論拠がなければ、「もし Continental [] がガラス容器産業でイノベーションを継続しないならば、他企業がそうすることになり、その場合には Continental のイノベーションを阻止する試みの唯一の結果はガラス容器生

代には市場支配力は比較的容易に認定された。排他的取引に属する全量購入契約 (requirement contract) については、「購入者には供給を確保し、価格の高騰から保護し、既知の費用を基礎にした長期計画を可能にし、需要が変動する商品の必要量を保管する費用と危険を除去する〔,〕販売業者には販売費用のかなりの削減を可能にし、価格変動に対する保護を与え、市場の予測を可能にする」 (*Standard Stations*) などの利点を認識し、抱き合わせ協定など「他の排他的取引よりも、通常〔は〕禁止効果についてより強い証拠を要求して〔来た〕」 (Kintner [1964], 邦訳, p. 87)。第7条については⁹⁾, *Brown Shoe Co. v. U.S.* (1962) の Warren 首席判事は「議会は特定の合併から生じるかも知れない競争に対する刺激を認識していた」, 「立法史は議会の競争者ではなく競争の保護に対する関心を明示する」としながら¹⁰⁾, 靴製造販売業者である Brown Shoe による同業の G.R.Kinney の買収は「統合企業の小売店が卸売業者を排除し、当該企業の製造部門からの購入量を増大することで、競合する独立の小売店のそれより低い価格でそれ自身のブランド品を販売し得る」ために、また *FTC v. Procter & Gamble Co.* (1967) の Douglas 判事は家庭用品製造業者, Procter & Gamble による家庭用液体漂白剤製造業者, Clorox Chemical の買収は「漂白剤のマーケティングを成功させる主要な競争手段は広告である〔り,〕 Procter は〔自らが享受する〕その数量割引を Clorox の広告を利用し得る」ために競争の実質的な減殺に繋がると判断した。

次に、競争の実質的減殺または独占の形成が問題となる市場を第3条では「通商の何れかの分野」, 第7条では「国の何れかの地域における通商もしくは通商に影響を及ぼす活動の何れかの分野」と規定したために、例え

9) 1950年の修正以前には第7条は違法とする株式の取得を「株式が取得される企業と取得する企業の間」の競争を減殺するものと規定したため、水平的合併のみに適用された。

10) ただし、Warren 首席判事は続けて「我々は生存可能で、小規模で、地方で所有される企業の保護を通じて競争を促進するとの議会の希望を認識せざるを得ない」と述べている。

b. Clayton 法

Clayton 法第 3 条、第 7 条（1950年に Celler-Kefauver 法により改正）ではまずは「競争の実質的 (substantial) な減殺」の解釈が問題とされた。第 3 条の抱き合わせ協定 (tying arrangement or tie-in) については⁷⁾、*International Salt Co. v. U.S.* (1947) の Jackson 判事は「もし何れかの競争者が同質の〔岩〕塩をより安い価格で提供するならば、〔(岩塩を塩水に溶解する) 機械の〕賃借者は自由市場で自由に購入できる」との付帯条件は「競争に対する抑制効果を逃れない」、また *Times-Picayune Publishing Co. v. U.S.* (1953) の Clark 判事はそれは売手が「抱き合わせる」 ("tying") 製品の市場で独占的地位を得ている、または「抱き合わされる」 ("tied") 製品の通商の実質的な量 (volume) が制限される場合に、*Northern Pacific* の Black 判事は「抱き合わせる製品について抱き合わされる製品の市場で自由競争をかなり抑制するだけの経済力を持ち、また州際通商の「実質的でなくはない」 ("not insubstantial") 量が影響される場合には必ず」それが推定されると判示した。それゆえ、違法性を判断する原則または基準については、「抱き合わせ協定 [に] は競争の抑制以外の目的にはほとんど適わない」 (*Standard Oil Co. of California (Standard Stations) v. U.S.* (1949)) との判断があったものの、上記の如く裁判所は市場の支配力などを考慮した変則的当然違法の原則 (modified per se rule) を採用した。また、稀にしか認定されなかつたにせよ、暖簾の保護の合理性が審理された⁸⁾。ただし、*Fortner Enterprises, Inc. v. U.S. Steel Corp.* (1969) の Black 判事が抱き合わせ協定の影響を市場シェアではなく金額で測定し、年間190,000ドル足らずのプレハブ住宅の取引額を実質的でなくないと判断したように、1960年

7) 当初より「第3条は買手（または賃借者）による売手の競争者の財を使用することを控えるとの正式な約束を要求〔せず、〕買手が他の供給者を使用することを妨げる現実的な効果を持つ協定に適用される」 (Areeda and Kaplow [1997], p. 696) と解釈されていた。

8) 暖簾の保護の合理性または正当化事由としての妥当性が認められた事例に後に触れる *Jerrold* がある。

市場支配力（market power）の要因を「10年の賃貸期間，〔（当該機械を最大限まで使用しなければならないとする）〕 full capacity 条項，返済金（return charge），そして機械の料金とサービスの料金の一括」を条件とする賃貸契約や幅広い機械の提供などに求め，また「この種の慣行は，能力，自然の力，自然の法則による必然的な結果と言われるような行為ではない」と判示した。なお，*United Shoe* では Schumpeter 仮説を根拠とした抗弁としての R&D に対する裁判所の見解が示されている。つまり，同社の「幾らかの独占力の存在を通じてのみ薄い靴製造機械市場は第1線の基礎研究を維持し得る」との主張を Wyzanski 判事は「法は経済的に必然的ではない行為を通じて市場の支配を維持する企業が仮定上の社会的便益のためにその支配を正当化することを認めない」，さらに同社は「もしどの企業もある種類の機械に対する総需要を単独で満たさないならば，こうした種類の機械の開発，生産そして販売に着手し得ないこと〔，あるいは〕素晴らしい速度で華々しい成果を実現していることや例えば3つの有力な靴製造企業では1社によるのと同等の研究成果，同等の生産，販売やサービスの経済性を達成し得ないことを証明していない」と斥けた。

なお，イノベーションと直接には関係しないが，司法省の Sherman 法の執行に言及すると，それは *U.S. v. Trans-Missouri Freight Assn.* (C.C.D.Kan. 1892) での Sherman 法は州際通商法（Interstate Commerce Act）の規制下にある鉄道事業者には適用されないと解釈，「独占化」を②の意味で解釈した *In re Greene* (C.C.S.D.Ohio 1892) での排除または取引制限の「事実上，影響を受ける市場全体を支配する」(Hovenkamp [1999], p. 55) との認定基準，そして *U.S. v. E.C. Knight Co.* (1895) での「通商は製造の後に来るのであり，その一部ではない」との解釈に立った American Sugar Refining の同社に「合衆国内の精糖製造のほぼ完全な支配」をもたらす競合4社 (E.C.Knight はその中の1社) の買収に対する無罪判決などに最初の10年程度，かなりの拘束を受けた⁶⁾。

6) これらの解釈は短期間に内に破棄されている。

雜で長期に渡る経済学的調査の必要性を避ける」(Northern Pacific Railway Co. v. U.S. (1958)) ために、当然違法の原則 ((rule of) per se illegality) が適用された。

Sherman 法第2条の「独占化」("monopolize") については、U.S. v. United Shoe Machinery Corp. (D.Mass. 1953) の Wyzanski 判事によれば、違法性の判断基準に関連し、3つの解釈が存在した。つまり、企業は①「第1条に違反する不合理 (unreasonable) な「取引制限」を行った結果として他者を排除する力を獲得または維持している」、②「競争を排除する力を持ち、かつそれを行使している、またはそれを行使する意図を持つ」、または③「圧倒的な市場シェアを獲得している」場合に第2条に違反して独占化したと判断された。この内、③は U.S. v. Aluminum Co. of America (2d Cir. 1945) で Hand 判事が示した違法性基準であり、「[90%以上] は独占を構成するのに十分である [り、] 60% または 64% が十分であるかどうかは疑わしく、32% は確かにそうではない」と判示したが、同時に「唯一の生産者は優れた技能 (skill), 洞察 (foresight) または勤勉 (industry) のみによる一群の活発な競争者からの生存者であるかも知れ [ず、また] Sherman 法はその育成が同法の主要な目的であるまさにこうした力の結果を非難しようとはしない」との所謂「押し付けられた独占の抗弁」("defense of monopoly thrust upon the defendant") を提唱した⁵⁾。ただし、Alcoa が「新たな機会が開かれる毎にそれを活用し、経験、取引関係や優秀な人材などの利点がある大組織に新しい生産能力を設置してあらゆる新規参入者に対抗 [した] こと」にはこの抗弁は適用されず、むしろそれは「この上なく効率的な排除 [行為]」であると判断されたために、同抗弁は形骸化した。また、United Shoe の Wyzanski 判事は United の競争者を排除する力または

→ 爭を制限し、生産量を減少させる傾向にあるような行為」(Broadcast Music Inc. v. CBS, Inc. (1979)) などを意味する。

5) この抗弁は「全需要を満たすだけの規模の工場によらずに、生産し、生産費用を賄うことが不可能なほど市場が制限される」、または「嗜好や費用に変化が生じ、1つを除いて全ての供給者を市場から駆逐する」に場合にも適用可能とされた。

らない」と解釈した³⁾。この合理的な原則について、後の *Chicago Board of Trade v. U.S.* (1918) の Brandeis 判事は「合法性の正当な基準は課された制限が競争を単に規制し、恐らくそれにより促進するようなものか、またはそれが競争を抑制し、あるいはさらには破壊するかも知れないようなものかと言うものである。その問い合わせ裁判のために、裁判所は通常、制限が適用される事業に特有な事実、制限が課された前後のその状況、制限の性質と現実の、またはありそうな効果を考慮せねばならない。制限の歴史、存在すると信じられる害悪、特定な救済方法を採用するための理由、達成しようと努められる目的または結果は全て関連する事実である」との内容を与えた。しかし、White 首席判事は「被告が支配する広大な事業の起源と発展は……最高位の経済的才能により指導され、勇気と通商の状況に対する鋭い洞察により維持され、……生産を刺激・増大し、石油製品の販売を…低い価格で広く拡大し、それゆえまったく同時に個人に対する莫大な利益かつ一般社会に対する善行であった」との主張がありながら、取引制限および被告の行為の意図と目的を検討するのみで、そうした長所を判決に反映させなかった。なお、*Standard Oil* 以後、全ての行為の違法性が合理的な原則に従い判断された訳ではなく、「競争に対する有害な効果〔はあるが、〕それを補う長所〔を欠いた〕協定または行為⁴⁾」には「途方もなく複

3) White 首席判事の「法律の歴史」認識に対しては *Trans-Missouri* での多数派であった Harlan 判事から反対意見が提出された。なお、Seager and Gulick [1929] は「コモン・ロー (common law) の〔取引制限〕の概念が進展する中で、裁判所は競争に対する多くの制約は取引を制限しそうにない、そしてそれゆえ非難に値しないことをずっと以前から認識している」(p. 401) と述べるが、*U.S. v. Addyston Pipe & Steel Co.* (6th Cir. 1898) の Taft 判事はコモン・ローの下では「協定による取引制限はそれを体現する契約が合法な契約の主目的に単に付随する、そして契約者がその契約の正当な果実を享受することを保護する、または他の当事者がその果実を違法に使用する危険から彼を保護するのに必要であるのでなければ、強制され得ない」との解釈を示した。

4) 具体的には、「商品の価格を引き上げる、引き下げる、決定する、維持する、または安定化する目的で形成される、またはこうした効果を持つ結合」(*U.S. v. Socony-Vacuum Oil Co.* (1940))、または「見たところ常にまたはほとんど常に競争 ↗

ない。また、1890年の Sherman 法制定からの時代を法解釈・違法性基準のあり方に則して大雑把に①1890年—1970年代、②1970年代—1990年代半ば、③1990年代半ば—現在、と区分する（③については、太田 [2003a] を参照のこと）。太田 [2003b] で概観した議会や経済学者の見解と対照させれば両者の密接な関係が明らかとなろう。

II. 1890年—1970年代

（1）反トラスト法の解釈

a. Sherman 法

反トラスト政策におけるイノベーションの扱いはまずは反トラスト法の文言の解釈に依存する。Sherman 法第 1 条を文言通りに「取引を制限する「全て」（“every”）の契約、結合または共謀を違法とする」と解釈すると²⁾、「多くの有益な事業上の取決めから法の保護を奪うことにな〔り〕」（Kintner [1964]、邦訳、p. 26）、*U.S. v. Trans-Missouri Freight Assn.* (1897) ではそれでもそうした解釈をすべきとされたが、*Standard Oil Co. of N.J. v. U.S.* (1911) の White 首席判事は「法律の歴史とその文言の分析から []、行為が違法であると主張されるあらゆる事例で合理的の原則（rule of reason）が、その法律が体現する法と公共政策の原理に照らして、適用されなければな

→ 古化と独占化の企画の分野で重要な役割を担うのを妨げた」（Kovacic [1987]、p. 75）。しかし、「1920年代以降、裁判所は〔FTC〕の権限についての…初期の制限的な解釈により課された限界を破棄または大幅に修正している。…裁判所の1960年代半ばの…FTC の分割を命令する権限の確認とその「不公正な競争方法」についての拡張的な見解の肯定は特に重要であ〔り〕」（同、p. 76）、裁判所は「厳密にはそれ自体として Sherman 法または Clayton 法違反とはならなくとも、違反行為に非常に近く、これらの基本法律の立法趣旨に反するような行為または慣行に対して、同法第 5 条を使用することは正当であるとし〔た〕」（Kintner [1964]、邦訳、p. 178）。

2) Sherman 法制定以降、様々な立法措置により農・漁業組合、労働組合などは、無制限ではないが、反トラスト法の適用除外となっている。詳しくは、Areeda and Kaplow [1997]、sec. 1D、Kintner [1964]、ch. 15 を参照のこと。

イノベーションを巡る反トラスト法の 解釈と違法性基準

—1990年代半ばまでの変遷—[†]

太 田 耕 史 郎

I. はじめに

本稿は1990年代半ばまでの米国反トラスト政策でのイノベーションの実践的な扱いを跡付けるものである。そのため、反トラスト法の判例からイノベーションまたはより広く効率性に関連するものを取り上げ、法（行為）の別に裁判所の文言上の法解釈と違法性基準の変遷を、また反トラスト法とイノベーションを権利面から支援する特許法との関係と特許権を制限する反トラスト法上の救済措置についての解釈の変遷を概観する。さらに、僅かではあるが、執行機関の執行に補足的に言及する。ここでは対象とする反トラスト法を Sherman 法第 1 条, 第 2 条, Clayton 法第 3 条, 第 7 条に限定するが¹⁾、それでも取り上げる判決は重要とされるものの 1 部に過ぎ

[†] 本稿の草稿に対して長崎大学の春日教測助教授より有益なコメントを戴くと共に、判例の収集に当りご尽力を賜った。記して、感謝したい。なお、断りがない限り、引用する判事の意見は多数意見を代表するものである。また、本文・脚注では企業名と判例を略式で表記する。

1) この他、反トラスト法の実体規定には Clayton 法第 2 条（1936年に Robinson-Patman 法により改正）と連邦取引委員会（FTC）法第 5 条などがある。Robinson-Patman 法は価格差別を II(1)b で述べる要件を満たす場合に違法とするが、「1970年代中ごろからは [] 自由な競争を妨げているのではないかという批判が強ま[り]、競争当局は1970年代末から価格差別規制の厳格な施行をやめ、また判例も1980年代には買手段階の価格差別規制を緩和する方向へ進んだ」（村上 [1999], p.235）。FTC法第 5 条については、裁判所は初期に「「不公正な競争方法」（“unfair method of competition”）が何を含むかを最終的に決定するのは [FTC] ではなく、裁判所である」、「FTCは第 5 条の下では分割の権限を欠く」と判示し、「FTCが独 ↗